

北区男女共同参画行動計画「第7次アゼリアプラン」中間のまとめに関するパブリックコメント実施結果と区の考え方

意見募集期間：令和6年12月20日（金）から令和7年1月27日（月）まで

意見提出者数：5名

意見総数：21件

周知方法：北区ニュース（12月20日号）、ホームページ、スペースゆう、区政資料室、地域振興室、区立図書館

提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方は以下の通りです。

1 パブリックコメント実施結果と区の考え方

（1）計画全般に関するご意見

No.	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	18 ページ 4 行目 31 ページ 5 行目 39 ページ 6 行目 45 ページ 8・12 行目 49 ページ 3 行目 54 ページ 5・8 行目 「伺えます」とあるが、ここは意味から判断すると「うかがえます」の誤りではないか。 49 ページ 9 行目 「伺え、」とあるが、ここは意味から判断すると「うかがえ、」の誤りではないか。	1	修正いたします。

（2）計画策定の背景・目的に関するご意見

なし

(3) 基本目標Ⅰ すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心して暮らせるまちに関するご意見

No.	意見（要旨）	件数	区の考え方
2	教育現場での性教育について、スマートフォンや SNS の普及による児童ポルノの拡散など見過ごすことのできないところまで来ていると感じる。お互いの性を尊重することが人権を尊重することであるという、包括的な性教育を学校で確認し合うことが今重要であると感じる。	1	性教育については、現行プランの中で「発達段階に応じた学校等における性に関する教育の推進」を取組に位置付け、子どもたちを対象とした性教育授業のモデル実施や出前講座「デートDV講座」等を行ってまいりました。 新たなプランの「取組 81 発達段階に応じた学校園等における性に関する教育の推進」においても、子どもたちに性に対する正しい理解を深めてもらうため、学習指導要領に基づき、学校等で子どもの発達段階に応じた性に関する教育を行うこととしています。 また、メディア・リテラシーについては、現行プランの中で「メディアの持つ特性の理解促進」を取組に位置付け、区立学校での情報モラル教育を推進することで、子どもたちのメディア・リテラシーの育成等を行ってまいりました。 新たなプランの「取組 83 学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成」においても、学校での授業を通して SNS の適正な利用方法等、メディア・リテラシー育成に取り組むこととしています。 いただいたご意見を参考とさせていただき、引き続き、取組を進めてまいります。
3	女の子が生理の時期を安心して乗り越えていけるような支援が必要であると感じる。学校の保健室の	1	新たなプランの「取組 28 心身の健康相談事業の実施」において、心と体の健康に関する相談体制の充実やパンフレット

	充実や小児科に子どもの相談窓口を設けるなどの工夫をしてはどうか。		や情報誌等によるメンタルヘルスに関する啓発・情報提供を行うこととしています。 いただいたご意見を参考とさせていただき、取組を進めてまいります。
4	「デートDV出前講座」について、被害者のみならず加害者を生み出さないためには、全ての中学生に受講できる機会を与えてほしい。中学生で被害にあう生徒がいる現状を踏まえて、更に実効性のある取組が必要だと思う。	1	出前講座「デートDV講座」は、現行プランの取組「性に関する学びの提供」や「発達段階に応じた学校等における性に関する教育の推進」の一つとして実施しており、令和5年度に中学・高校8校で実施し、令和6年度は中学・高校9校で実施予定です。 新たなプランにおいても、「取組2（重点取組）・取組82 若年層に対する暴力防止に向けた啓発」の一つとして実施することとしていますので、より多くの学校に出前講座を利用いただけるよう、引き続き、学校への周知に努めてまいります。
5	若年女性が利用できるライン相談を週2日から増やしてほしい。まだ周知不足だと感じるので、更なる広報もお願いしたい。	1	「スペースゆう」の各種相談の周知については、従来の周知方法の見直し・改善を実施したほか、新たな周知方法（区内商業施設のトイレに相談案内ステッカーを設置、SNSを活用した広告等）も取り入れ、より効果的な周知に努めています。引き続き、より効果的な周知方法を検討・展開してまいります。 なお、現時点では女性のためのLINE相談の相談日の拡充予定はございませんが、引き続き、利用状況等を適宜確認してまいります。

6	パワハラ防止法（労働施策総合推進法）により、大企業は 2020 年 6 月 1 日、中小企業は 2022 年 4 月 1 日から、パワハラ防止のための措置が義務化された。相談への対応のための窓口をあらかじめ定めて労働者に周知すること、窓口の担当者が相談に応じて事実関係を確認すること、被害者への配慮・行為者に対する措置・再発防止のための措置を講ずること。 「防止」だけでなく、上記のような、ハラスメント発生時の措置が再発防止についても言及すべきではないか。	1	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」において、企業にはパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられています。このため、労働者に対する相談窓口の周知、相談担当者による事実確認、被害者や加害者への対応は、企業の責任において行われるものと認識しています。また、同法には、厚生労働大臣が事業主に助言・指導・勧告することができるとの規定があることから、企業への助言等は、国において適切に行われるものと認識しています。 なお、区には、ハラスメント専用の相談窓口はありませんが、ハラスメントに悩む区民から相談があった場合は、区民相談室で行っている人権相談や法律相談等をご案内してまいります。また、引き続き、ハラスメント防止に向けた国の動向を注視しつつ、新たなプランの「取組 20 様々なハラスメントの防止に関する啓発」において、講座や情報誌等を通じたハラスメント防止に関する啓発や情報提供を行ってまいります。
7	SRHR は「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス & ライツ」。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の前に、「セクシャル」を付ける。	1	いただいたご意見を参考とさせていただき、用語解説（P 113、No.8 リプロダクティブ・ヘルス&ライツ）で、SRHR 「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」について補足します。

(4) 基本目標Ⅱ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまちに関するご意見

No.	意見（要旨）	件数	区の考え方
8	女性は一生涯にわたって心身の変化に悩むが、医学でも男性中心で女性特有の問題の研究が遅れている。女性研究者や女性医師が少ないことから、支援が必要だと感じる。	1	医歯薬理工農水産等の理系分野に女性が少ない要因の一つとして、アンコンシャスバイアスや固定的性別役割分担意識の影響が考えられます。新たなプランでは、基本目標Ⅲの施策の中で、子どもに対する男女共同参画意識の形成や、家庭・地域における男女共同参画意識の形成を掲げ、様々な取組を行うこととしています。 いただいたご意見を参考とさせていただき、取組を進めてまいります。

(5) 基本目標Ⅲ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまちに関するご意見

No.	意見（要旨）	件数	区の考え方
9	男女共同参画活動拠点施設である「スペースゆう」が、どのような施設なのか、詳細があまりわからない印象がある。日常的に訪れることができる施設である方が、相談しやすい拠点になると同時に啓発の効果も高まると思うので、活動団体に所属していない人が訪れやすいような工夫をしてほしい。	1	新たなプランでは、「取組 103 スペースゆうおよびスペースゆう開催事業の周知・情報発信」を、重点取組として位置付けています。このため、様々な媒体を活用し、広く区民の皆さまにスペースゆうおよびスペースゆう開催事業について周知してまいります。 いただいたご意見を参考とさせていただき、多くの区民の皆さま利用していただける施設づくりを進めてまいります。
10	学校こそ、どんな差別も生きづらさを感じない所でなくてはならない。今では、女子生徒もスラックスタイプの制服を着用できるが、以前は女子生徒はスカート、男子生徒はスラックスと分けられていた。	1	現在、北区内の全ての区立学校では、着用する標準服を児童・生徒自身が選択できるようになっています。

	毎日、制服を着ることで、男子は男子らしく、女子は女子らしくあれという圧力を子どもたちに与えている。そのため制服の見直しは大切だと考える。		
11	家事や子育て、介護を担っている多くの女性に対して学習の機会を保障するための支援をすることが必要であると思う。	1	スペースゆうでは、これまでも家事・子育て・介護等を担っている女性を対象に講座や情報誌等を通じて情報提供を行ってまいりました。新たなプランにおいても、基本目標Ⅱの施策の中で、子育てや家族の介護をしている人への支援を掲げ、様々な取組を行うこととしています。 いただいたご意見を参考とさせていただき、引き続き、家事・子育て・介護等を担う女性を対象とした取組を進めてまいります。
12	No.90、91 地域防災計画に加え、地区防災計画やコミュニティタイムライン、各種マニュアルの作成に当たっては、人道支援（災害支援を含む）の国際基準であるスフィア基準をスタンダードにする旨を明記すべきである。	1	いただきましたご意見は、各種計画・マニュアルの策定・改定の参考にさせていただきます。
13	地区防災計画やコミュニティタイムラインの作成は、町会・自治会の主要メンバーのみで行うことなく、作成段階から女性を始めとする地区住民やボランティア等も参加させるべきである。特に女性ボランティアは要配慮者や避難行動要支援者の避難にとって重要な力になると考えられる。	1	地区防災計画につきましては、地区防災会議（自主防災組織の合議体）をはじめとした防災関係団体等によるワークショップを開催し、その中で参加者同士による意見交換を行うなど、検討を深めながら計画の策定を進めております。また、ワークショップの参加団体につきましては、計画策定の主体となる地区防災会議にて検討し、決定することとしております。参加団体の検討時におきましては、いただいたご意見を

			参考とさせていただき、女性の積極的参加を呼び掛けてまいります。 コミュニティ・タイムラインにつきましては、該当地域の町会自治会及び民生委員・児童委員、あんしんセンター等にご参加いただき、ワークショップを行っております。町会自治会の参加者は町会・自治会長や防災部長のみならず、広くお声がけいただいておりますので、今後より女性にご参加いただけるよう呼び掛けてまいります。
14	避難所運営マニュアルは現行のマニュアルを周知啓発する前に、北区の標準マニュアルをスフィア基準の1項目「避難所および避難先の居住地」と照合し、かつ女性や要支援者など多様な立場の方々を含めて今一度見直すべきである。	1	令和6年度から2か年をかけて避難所運営マニュアルの改定を進めており、男女共同参画の視点をはじめ、要配慮者や多様性への配慮について記載する予定です。
15	北区の全町会・自治会で防災訓練は行われているが、避難所運営訓練も全町会で年1回以上行うことを努力義務として頂きたい。その際、発災時に誰が避難所の立ち上げ・運営を担える状態かはわからないため、避難所運営訓練を町会長や役員抜きで、特に女性中心で立ち上げるような訓練も行うようにして頂きたい。	1	いただきましたご意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
16	一般向けの男女共同参画防災講座に加え、東京都で行われているような女性防災リーダーの育成を北区でも行う必要がある。東京都北区市民活動推進機構で2021年度から「地域災害おたすけ隊」(災害	1	いただきましたご意見は、関係機関と共有し、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

	ボランティア登録制度)が始まったため、この制度と連動した女性の災害ボランティアやリーダーの育成を重点的に進めて頂きたい。		
17	女性被災者からの相談に加え、女性支援者の相談にも応じる体制が必要である。	1	災害時は、被災された方だけでなく、被災者を支援する方にも身体的・精神的に大きな負荷がかかることから、心身の負荷を軽減する必要があります。そこで、区では、各避難所が女性被災者等相談窓口を設置・運営する際の支援を行うこととしています。また、「災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う業務等に関する協定書」の締結先である各事業者には相談員の派遣を依頼していくことを見込んでいます。なお、避難所における相談窓口の設置・運営に関する具体的な内容等については、今後改定する避難所運営マニュアルにおいて、検討してまいります。
18	男女に限らず、子どもや高齢者を家族に抱える方が災害支援に出向く際には、家族の安否が無事であることが前提としてある。このため、自分の代わりに、子どもや高齢者の面倒を見るボランティア等の体制が必要である。	1	いただきましたご意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

(6) 計画の推進体制に関するご意見

なし

(7) 課題ごとの目標指標に関するご意見

なし

(8) その他のご意見

No.	意見（要旨）	件数	区の考え方
19	不登校やいじめが身近に起こっている。学校は子ども、親、教師も問題があれば話し合って解決し、学び、成長できるところであってほしい。そのために、十分な人的体制と時間的な余裕が必要である。	1	いじめは、被害者の人権を傷付ける重大な人権侵害行為です。人権侵害は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因にもなりますので、引き続き、互いの人権を尊重する意識の形成に向けた取組を進めてまいります。
20	選択的夫婦別姓制度は女性の人権を守る大事な制度であるため、早く実現してほしい。	1	「選択的夫婦別姓」について、国は、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとしています。 区といたしましては、今後、国において適切な検討・審議がなされるものと認識しておりますので、引き続き、国の動向を注視してまいります。
21	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」がアゼリアプランに入っていないことを大変残念に思う。 早々に担当部署を決めて基本計画を策定してほしい。	1	困難な問題を抱える女性への支援の施策の実施に関する区の基本計画については、国の基本方針に即し、かつ都の基本計画を勘案した計画となるよう進めていく必要があると考えております。 今回の審議会の中でも、現代の女性が置かれている様々な現状や課題等について十分な議論を重ねてまいりましたが、困難な問題を抱える女性への支援施策については、今後、多方面にわたりさらなる検討が必要なことから、次回のアゼリア

			プラン見直しの際の課題として取り上げたいと考えております。
--	--	--	-------------------------------

2 ご意見により計画を修正するもの

意見 番号	該当箇所	修正前	修正後
1	18 ページ 4 行目 31 ページ 5 行目 39 ページ 6 行目 45 ページ 8 45 ページ 12 行目 49 ページ 3 行目 9 行目 54 ページ 5 8 行目	伺え	うかがえ

2	113 ページ	№8 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が提唱された。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足 of 性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に産まれ育つこと等が含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く含まれている。	№8 （セクシュアル・）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR） Sexual and Reproductive Health and Rights の頭文字をとったもので、「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が提唱されて以降、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、セクシュアル・ヘルス/ライツ（性の健康と権利）を含む「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）」として発展してきた。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足 of 性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に産まれ育つこと等が含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
---	---------	--	--